

参考

関係法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)

第 5 条 (略)

2～12 (略)

13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14～28 (略)

(指定の取消し等)

第 50 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第 29 条第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～三 (略)

四 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 43 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。

五 (略)

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七～八 (略)

九 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第 29 条第 1 項の指定を受けたとき。

十～十二 (略)

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年 12 月 13 日東京都条例第 155 号)

(従業者の配置の基準)

第百六十一条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)は、当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)ごとに、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

- 一 職業指導員及び生活支援員
- 二 就労支援員
- 三 (略)

(準用)

第百七十条 第十二条の二から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条、第七十三条から第七十五条まで、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第八十七条から第九十二条まで、第百四十四条、第百四十五条及び第百五十五条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第百四十四条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百七十条において準用する第百四十四条第二項」と、第五十三条第二項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四条第二項及び第五項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十二条第一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第七十五条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百七十条において準用する第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百七十条」と、第八十二条中「第九十二条第一項」とあるのは「第百七十条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百七十条において準用する前条」と、第百五十五条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」が」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)」の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)」の」と読み替えるものとする。